別紙２

誓　約　書

東 京 都 知 事　　殿

　サテライトオフィス設置等補助事業補助金交付要綱第８条の規定に基づく補助金の交付申請にあたり、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

* 要綱第８条第１項による交付申請日から起算して過去５年間に、重大な法令違反等はないことを

　誓約します。

□　労働関係法令について次のア～キを遵守していることを誓約します。  
 ア　従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回ってること。

イ　固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業

　を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。

ウ　法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（３６協定）」を締結し、

　遵守していること。

　　　エ　労働基準法第３９条第７項（年次有給休暇について年５日を取得させる義務）に違反していないこと。

　　　オ　労働基準法に定める時間外労働の上限規制を順守していること。

　　　　＊　原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年６か月まで）、時間外労働が年720時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要）。

　　　　＊　中小企業は適用日である令和２年４月以降の状況でチェックすること。

　　　カ　厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。

キ　その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。

* 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項

　に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１３項に規定する接客業

　務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。

　　＊　これらに類する事業とは、接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業も含みます。

* 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第２条

　第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者

　（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。

　　また、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がな

　されることに同意します。

　　＊　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

　　　・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

　　　・暴力団員を雇用している者

　　　・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

　　　・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

　　　・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

* 本補助金に関し提出する書類の写しは、すべて原本と相違ないことを誓約します。

令和２年　　月　　日

この誓約に違反又は相違があり、サテライトオフィス設置等補助事業補助金交付要綱第１６条の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた場合において、同要綱第１７条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じます。

企業等の所在地

企業等の名称

代表者役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞